

広告入り窓口封筒の無償提供者を募集します

彦根市では、市民の皆さんなど、来庁者が使用する窓口封筒を無償提供していただける事業者（無償提供者）を募集します。

事業者の条件 窓口封筒に広告を掲載する広告主を募集し、広告原稿の事前確認や広告主との調整を行うなど、広告掲載にかかる一連の業務を行い、市に窓口封筒を提供する事業者。

無償提供いただくもの

広告入り窓口封筒 来庁者が市民課や税務課などで交付を受けた各種証明書などを入れて持ち帰るための封筒

①規格および製作予定枚数

ア 角型2号（縦332mm×横240mm）1万5、000枚
イ 角型0号（縦229mm×横162mm）6万枚

②広告掲載範囲

封筒の表面積および裏面積のそれぞれ3分の1

③掲載できる広告内容

広告主の業種、広告内容については、彦根市ホームページに掲載の「彦根市広告入り窓口封筒無償提供取扱要綱」および「彦根市無償提供窓口封筒広告掲載基準」を遵守してください。

④設置場所

市役所庁舎（市民課、保険年金課、税務課）、稻枝支所

各出張所

⑤設置期間 平成22年2月1日（月）から1年間

募集期間 9月15日（火）～10月2日（金）の午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日と祝日を除く）

※郵送による場合は、募集期限の10月2日（金）の消印有効

事業者の選定 提出書類を審査したうえで、要綱や、その他別に定める要件に合致するかどうか公正に判断し選定します。ただし、応募者が複数ある場合は選定委員会を開催し、総合的な評価を行い事業者を選定します。

その他

応募についての詳しいことは、彦根市ホームページに掲載の募集要項、窓口封筒無償提供申込書などをご覧ください。

応募・問い合わせ先

岡市民課（〒522-8501元町4-2） ☎30-6111番、FAX22-13998番



ウイズフェスティバル 2009

変わらぬ「元気発信！あなたもわたしもウイズへGO！」

彦根市男女共同参画センター「ウイズ」の登録団体が主体となった、ウイズフェスティバルを開催します。

このイベントは、男女共同参画を広く推進する登録団体が、日ごろの活動報告などを行い、参加者の人々たちのふれあいを深めるとともに、一人ひとりが輝いて生きられる男女共同参画社会の実現を目指して開催します。

日時

10月3日（土）

午前10時～午後3時30分

場所 彦根市男女共同参画センター「ウイズ」（平田町）

内容

オープニングイベント

市内中学生によるアンサンブル

そのほかのイベント
ワークショップ、スポーツ体験、バザー、展示、フリーマーケットなど

参加費 無料（ただし、模擬店など一部実費が必要です）

問い合わせ先

岡男女共同参画センター「ウイズ」 ☎24-3529番（FAX共用）、Eメール with_kikone@oboon.ne.jp

ご長寿おめでとう ございます

今年の敬老の日は、9月21日（月祝）です。長年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者の皆さんに感謝し、長寿を祝う日です。この日にちなみ、彦根市の最高齢者を紹介します。



北川 みなさん
明治38年11月3日生まれ
(103歳)

消費生活相談窓口つうしん

こんな相談ありました!!

高齢者の「次々販売」契約にご注意を!

相談事例

平成18年にシロアリ防除工事をしたが、支払いは毎月3万円の60回払いにした。昨年12月まではずっと払ってきたが、今年の1月からは払っていない。

5月の初めに信販会社から支払いのことで電話をもらい、昨日、また請求の電話があり、残り（約80万円）は一括で払ってほしいと言われた。

信販会社に一括払いは無理なので、元どおり毎月3万円にしておもらいたいと言ったが、高齢なので一括で払ってほしいと言われた。

（Aさん 75歳 男性）

Aさんは、5月上旬に、信販会社から昨日届いたという「訴訟移行通知」を持参され、支払い方法を元どおりの毎月3万円に変更してもらえないかと相談でした。

ところが、昨日届いたという「訴訟

移行通知」を確認すると、相談いただいた日の1か月前に届いたはずの内容でした。

そこで信販会社に契約内容を照会したところ、平成18年1月の床下および屋根裏工事代金の分割払い契約ということで、4月上旬に一括払いではなく毎月5万円の分割払いで合意済ということです。

さらに内容を確認するため、信販会社と事業者にすべての契約内容の照会を依頼し、届いた書面を確認したところ、平成17年11月から平成18年1月までの3か月間の短い間に、同一事業者から訪問販売で9契約、総額が340万円に上る契約であることが分かりました。

契約当時、Aさんは72歳の高齢者であり、事業者も信販会社も高齢者との契約には慎重な対応を取っている時期であったうえ、事業者には独自規定「家族の同意がなければ契約をしない」があったにもかかわらず、家族の同意はとっていませんでした。また、1契約ごとに締結すべきである信販契約を9契約まとめて行っているという問題も見つかりました。

消費生活相談窓口 ☎22-11411 番内線173番



このような販売方法は、典型的な「次々販売」であり、本当に必要な工事であったのか、Aさんの自由な意思で契約締結したのかなど、多くの問題点が浮き彫りになりました。

そこで、Aさんがクーリング・オフ通知を業者に発送するとともに、岡消費生活相談窓口が、(社)日本しろあり対策協会に調査依頼し、その結果も踏まえ、事業者と交渉したところ、全工事契約の解約と今までに払った工事代金の全額返金という結果になりました。

今回はこのように幸運な結果になりましたが、契約会社の倒産など支払能力がなければ返金は望めません。

このような高齢者を狙った訪問販売は後を絶ちません。不必要な契約はきっぱり断る勇気を持つとともに、契約前に家族や周囲の人に相談しましょう。

人は健康であっても年齢とともに、判断力や記憶力が衰えてくるものです。独居高齢者の家族や周囲の人々は、元気だからと過信せず、こまめに高齢者の生活振りを見守るなど注意が必要で、万一の場合は、遠慮なくご相談ください。

申請はお済みですか？

定額給付金および子育て応援特別手当

申請期限は、10月9日（金）（消印有効）です。申請されない場合は、受給を辞退したものとみなされます。ご注意ください。申請がまだの方は、早めに申請してください。

「定額給付金」および「子育て応援特別手当」については、基準日である平成21年2月1日時点で、住民基本台帳に記録または外国人登録原票に登録されていた自治体から給付されます。

▼申請期限以降は、一切受け付けできなくなりますので、ご注意ください。

▼申請するときには、先に送付している申請書の裏面に、世帯主の本人確認書類（運転免許証、国民健康保険被保険者証など）のコピーと振込先口座の通帳のコピーなどの添付が必要です。お忘れのないようお願いいたします。

▼申請書が届いていない人や、申請書を紛失された人は、お問い合わせください。

問い合わせ先 岡定額給付金等給付推進室 ☎30-6135番、FAX22-13998番